

**地上デジタル放送への円滑な移行のための環境整備・支援
～平成24年度予算所要額の内容～**

**平成24年4月
総務省**

地上デジタル放送への円滑な移行のための環境整備・支援

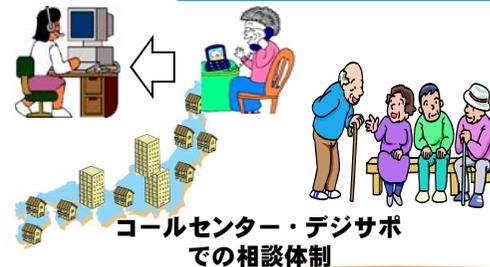
- 平成24年度以降も、地上デジタル放送への完全移行後の課題に対応するため、必要な環境整備・支援策を引き続き実施
- 平成24年度所要額(事業費)は約230億円(注)

(注)すべて電波利用料財源。一部を除き、国庫債務負担行為により複数年度にかけて歳出化(平成24年度予算額は約310億円)。

地デジの受信相談・調査・支援体制の継続

- 地デジコールセンターの運営
- デジサポによる受信相談・現地調査等
- 低所得世帯に対する地デジチューナー等の支援

地デジの受信相談・調査・支援体制の継続



低所得世帯へのチューナー等支援

新たな難視地区等における恒久対策の実施

- 辺地共聴施設のデジタル化の支援
- デジタル中継局の整備に対する支援
- 新たな難視対策等
- 暫定的な衛星利用による難視聴対策

地上デジタル放送への円滑な移行のための環境整備・支援



アナログ停波後のチャンネル周波数変更等の継続

- アナログ停波後のチャンネル切替
- デジタル受信障害の解消

新たな難視地区等における恒久対策の実施

アナログ停波後のチャンネル周波数変更等の継続

平成24年度 予算実施項目及び所要額

2

地デジの受信相談・調査・支援体制の継続

① 地デジコールセンターの運営	【継続	2.6億円】
② デジサポによる受信相談・現地調査等	【継続	49.1億円】
③ 低所得世帯に対する地デジチューナー等の支援	【継続	5.1億円】

新たな難視地区等における恒久対策の実施

④ 辺地共聴施設のデジタル化の支援	【拡充	11.5億円】
⑤ デジタル中継局の整備に対する支援	【継続	8.6億円】
⑥ 新たな難視対策等	【拡充	61.1億円】
⑦ 暫定的な衛星利用による難視聴対策	【継続	17.7億円】

アナログ停波後のチャンネル周波数変更等の継続

⑧ アナログ停波後のチャンネル切替	【継続	20.3億円】
⑨ デジタル受信障害の解消	【拡充	57.4億円】

<計 約230億円 >

(注)すべて電波利用料財源。一部を除き、国庫債務負担行為を講じる。

①地デジコールセンターの運営

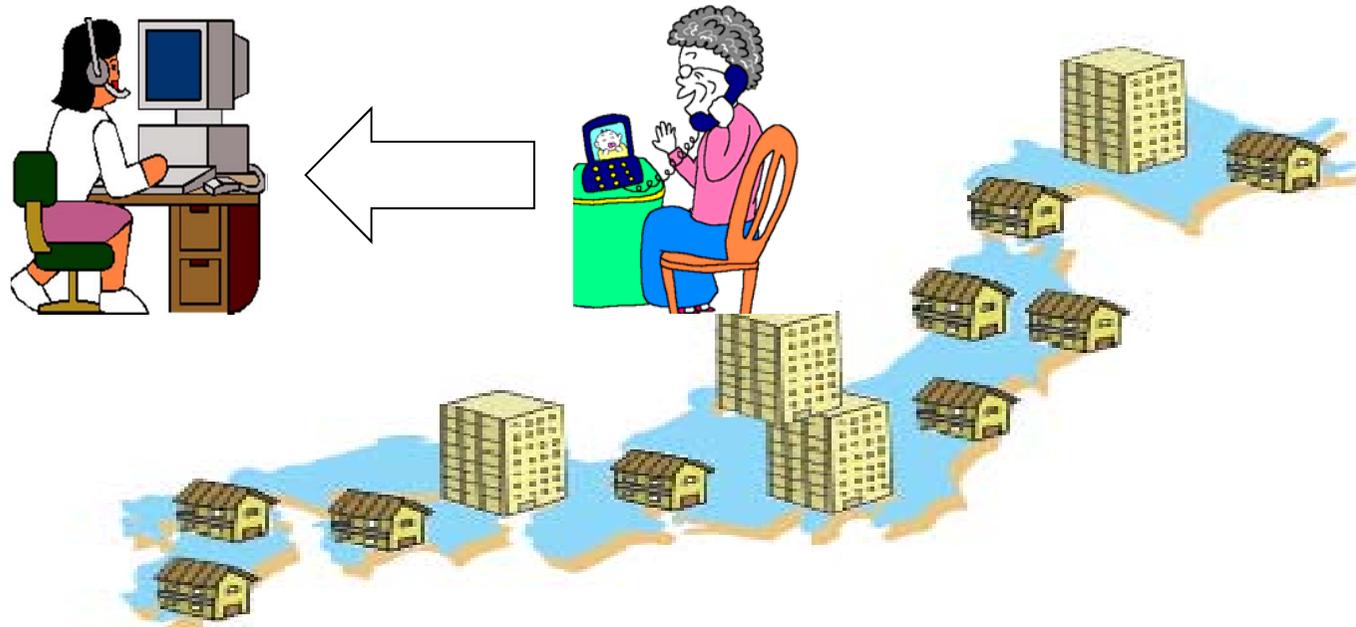
平成23年度末の東北3県におけるアナログ放送終了直後における相談対応を含め、新たな難視の恒久対策等における種々の相談など、引き続き、国民からのデジタル化に関する幅広い問い合わせに丁寧に対応する「総務省地デジコールセンター」の体制を整備。

1 スキーム

- ① 事業主体 : 民間法人等
- ② 補助対象 : 地上デジタル放送に関する問い合わせへの情報提供
- ③ 補助率 : 10/10

2 平成24年度所要額 2.6億円

地デジコールセンターの設置・運営



② デジサポによる受信相談・現地調査等

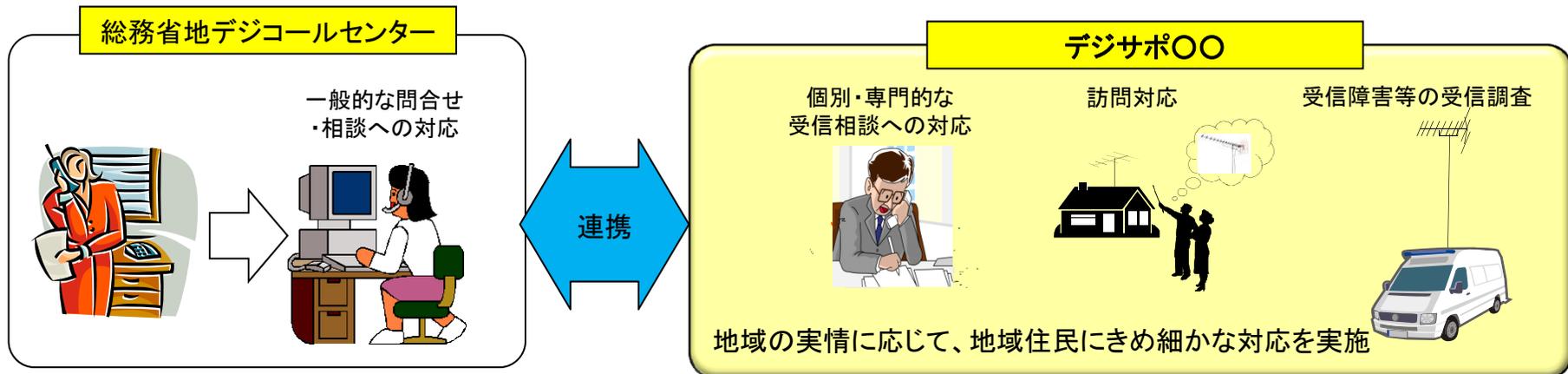
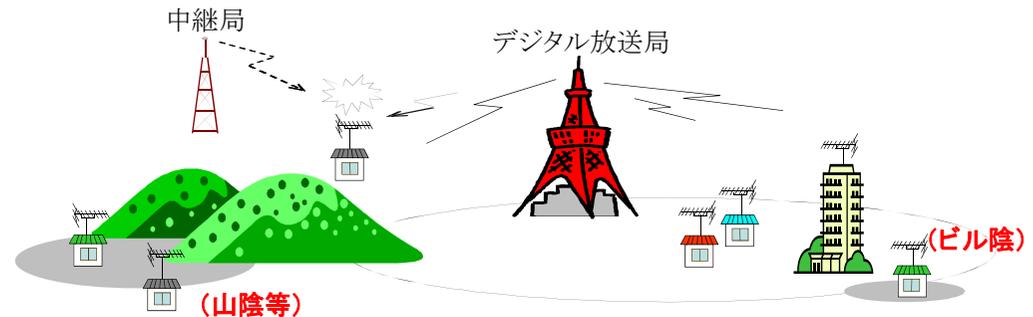
「デジサポ（テレビ受信者支援センター）」について、新たな難視の恒久対策等の地上デジタル放送への移行後の対策を実施するために必要な実施拠点を全国16箇所に構築し、引き続き、地域の実情に応じたデジタル放送受信に関する受信相談、現地調査・助言等の受信者支援をきめ細かく丁寧に実施。

1 スキーム

- ① 事業主体 : 民間法人等
- ② 補助対象 : 受信相談の拠点整備費及び運営費、受信相談に資する受信確認調査費等
- ③ 補助率 : 10/10

2 平成24年度所要額 49.1億円

- ① 共通経費(要員・拠点整備等)
- ② 受信確認等現地対策(調査費) 等



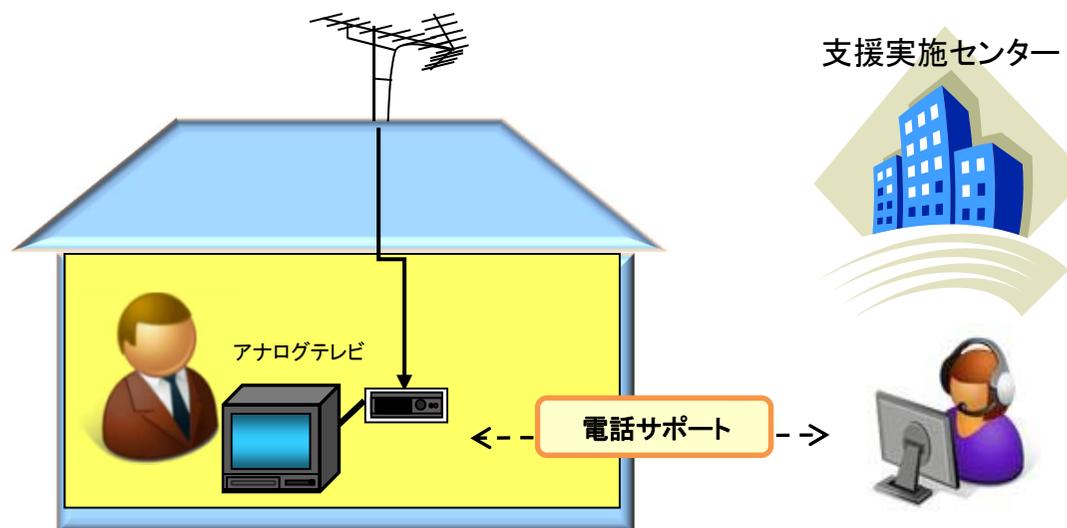
③低所得世帯に対する地デジチューナー等の支援

地上デジタル放送への移行後も新たな難視の恒久対策が必要な低所得世帯に対し、引き続き、アナログテレビ台で地上デジタル放送を視聴するために必要な地デジチューナー等の支援を実施する。さらに、支援した地デジチューナーの適正管理及び支援を受けた世帯からの問い合わせ対応を行う。

1 スキーム

- ① 実施主体 : 民間法人等
- ② 支援対象 :
暫定的な衛星利用により地上デジタル放送を視聴している世帯のうち、NHK放送受信料全額免除となっている世帯
- ③ 補助対象 :
 - I 恒久対策計画に基づいて行われる対策工事費用のうち支援対象世帯の負担に相当する額の給付
 - II 地デジチューナー等の支援で無償給付した地デジチューナーの適正管理
 - III 支援を受けた世帯からの問い合わせ対応
- ④ 補助率 : 10/10

2 平成24年度所要額 5.1億円



④ 辺地共聴施設のデジタル化の支援

山間部等においてデジタルテレビ放送を受信するために共聴施設を改修又は新設する者に対して、国がその整備費用の一部を補助。これを継続するとともに、伝送路整備に係る支援を拡充するほか、東日本大震災により被災した共聴施設の復旧を支援。

1 補助スキーム

(1) 有線共聴施設及び無線共聴施設の場合

- ア 事業主体：市町村又は辺地共聴施設の設置者
 - イ 対象地域：山間部など中継局の放送エリアの外の地域
 - ウ 補助対象
 - ・ 有線共聴施設：受信点設備の移設費、改修費等
 - ・ 無線共聴施設：受信点設備、有線伝送路、送信設備等
- ※ 改修又は新設に伴い新たに発生する電柱共架料を含む。

- エ 補助率：既設共聴施設を改修する場合 → 1/2
東日本大震災により被災した共聴施設を復旧する場合 → 2/3
新たな難視地区において共聴施設を新設する場合 → 2/3

(ただし、300mを超える伝送路整備部分は10/10)【拡充】

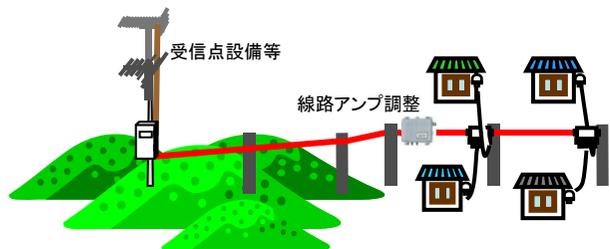
(2) ケーブルテレビへの移行

- ア 事業主体：市町村又は辺地共聴施設の設置者
- イ 対象地域：山間部など中継局の放送エリアの外の地域
- ウ 補助対象：ケーブルテレビへ移行する場合の初期費用及び既設施設の撤去費用
- エ 補助率：1/2

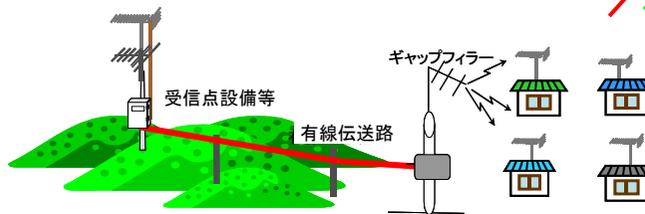
有線共聴施設・ケーブルテレビへの移行の場合は、各世帯当たりの負担が3万5千円を超える場合が補助対象。被災施設の復旧に係るものを除く。

2 平成24年度所要額 11.5億円

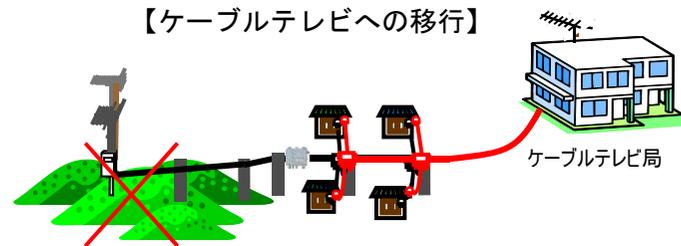
【有線共聴施設】



【無線共聴施設】



【ケーブルテレビへの移行】



⑤ デジタル中継局の整備に対する支援

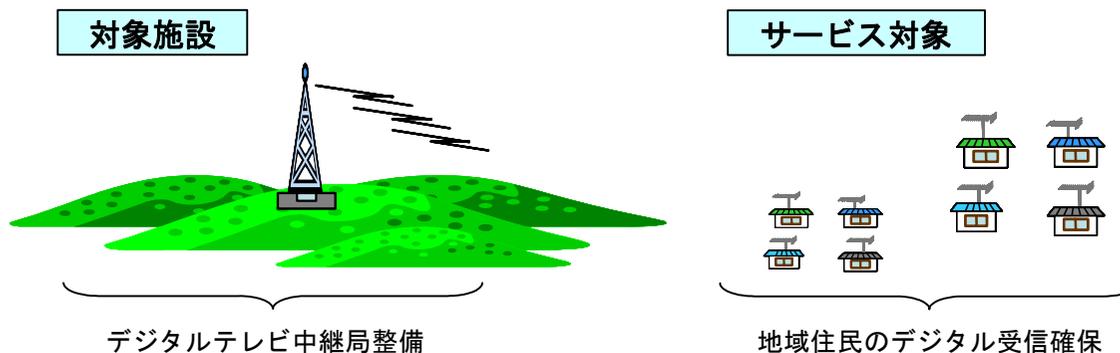
地上デジタル放送への移行に伴い発生した「新たな難視」地区の対策として当該地区の難視聴解消を目的とするデジタル中継局の整備及び置局格差を解消するための後発民放のデジタル中継局の整備に対し引き続き支援を行う。

1 補助スキーム

- (1) 難視聴対策用デジタル中継局整備（新設・改修）支援
 - ア 事業主体：一般社団法人等、都道府県、市町村又は放送事業者
 - イ 対象施設：中継局施設（局舎、鉄塔等）
 - ウ 補助率 2／3

- (2) 後発民放のデジタル新局整備の場合
 - ア 事業主体：一般社団法人等、都道府県、市町村又は放送事業者
 - イ 対象施設：中継局施設（局舎、鉄塔等）
 - ウ 補助率 1／2

2 平成24年度所要額 8.6億円



デジタル放送の電波が届かない過疎、離島などの「新たな難視」地区の解消に向けた受信側対策（ケーブルテレビ等移行対策、高性能等アンテナ対策、共聴新設）の民間法人等を経由した支援について、共聴新設における伝送路整備部分の支援内容を拡充し継続するとともに、受信側対策実施に必要な受信点調査や概念設計等を支援する技術・相談サポートを引き続き実施。また、受信障害共聴等のデジタル対応への民間法人を経由した支援も継続。

1 補助スキーム

(1) 新たな難視対策

① ケーブルテレビ等移行対策（民間法人等を経由して補助）

- ア 受信者のケーブルテレビ等への移行
 - (ア) 事業主体: ケーブルテレビ等への移行を行う者
 - (イ) 補助対象: ケーブルテレビ等との契約料等
 - (ウ) 補助額: 定額(上限3万円)
[事業費から3万5千円を除いた額]
- イ ケーブルテレビの幹線設備の整備
 - (ア) 事業主体: 市町村又は有線テレビジョン放送施設者
 - (イ) 補助対象: ①の対策の実施に必要なケーブルテレビの幹線設備の整備に必要な経費
 - (ウ) 補助率: 2/3

② 高性能等アンテナ対策(民間法人等を経由して補助)

- ア 事業主体: 高性能等アンテナ対策を行う者
- イ 補助対象: 高性能等アンテナ対策に必要な経費等
- ウ 補助率: 2/3 (ただし、敷地外の伝送路整備部分は10/10)

③ 共聴新設(民間法人等を経由して補助)

- ア 事業主体: 市町村又は共聴組合
- イ 補助対象: 共聴施設を新設する場合に必要な経費
- ウ 補助率: 2/3 (ただし、300mを超える伝送路整備部分は10/10)【拡充】

④ 技術・相談サポート

- ア 事業主体: 民間法人等
- イ 実施業務: (1)①から③の対策等の実施に必要な調査、概念設計等の技術的支援(①①イの幹線設備の整備を除く。)
- ウ 補助額: 定額

(2) 受信障害対策共聴施設等のデジタル化の支援

① 受信障害対策共聴施設のデジタル化の支援(民間法人等を経由して補助)

- ア 事業主体: 受信障害対策共聴施設の管理者等
- イ 補助対象: 【改修・新設】受信点設備、幹線設備の改修費等
【ケーブルテレビ移行】ケーブルテレビ等との契約料等
- ウ 補助率: 1/2

② 集合住宅共聴施設のデジタル化の支援(民間法人等を経由して補助)

- ア 事業主体: 集合住宅共聴施設の管理者等
- イ 補助対象: 【改修】受信点設備、棟内伝送路の改修費等
【ケーブルテレビ移行】ケーブルテレビ等との契約料等
- ウ 補助率: 1/2

2 平成24年度所要額 61.1億円



⑦暫定的な衛星利用による難視聴対策（衛星セーフティネット）

新たな難視等の暫定対策として、衛星により地上デジタル放送を再放送する者に対しその費用を補助するとともに、地上アナログ放送の終了期限が延期された東北3県（岩手県、宮城県、福島県）において地上アナログ放送終了直前に地デジ対応を行った際、地形等による難視が判明したことにより難視対策衛星放送の利用対象となった者に当該放送の受信設備の整備を実施する。

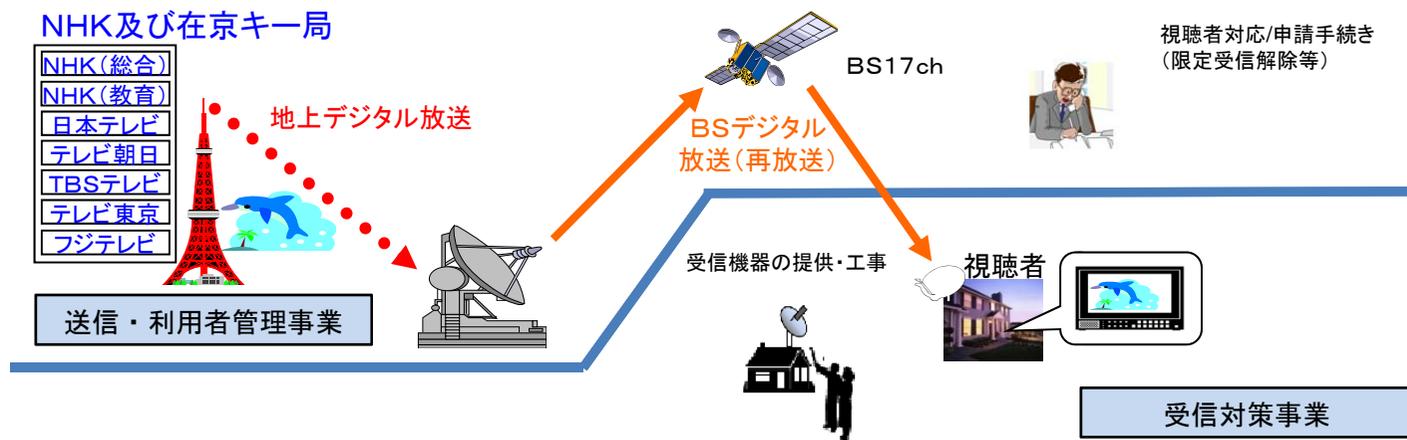
1 スキーム

(1)送信・利用者管理事業

- ① 事業主体：民間法人等（放送衛星局を用いて地上デジタル放送の再放送を行うため、委託放送事業者の認定を受けた法人）
- ② 対象事業：放送衛星局を用いた地上デジタル放送の再放送（委託放送事業）及び当該放送の利用者管理
- ③ 補助率：2/3

(2)受信対策事業

- ① 事業主体：民間法人等
- ② 対象事業：暫定的な衛星利用による難視聴地域対策の対象世帯（既に衛星放送の受信可能な機器を備えている者等を除く。）に対する衛星放送受信機器（受信アンテナ等所要の受信システム機器及び工事を含む）の提供及び貸与物品の管理
- ③ 補助率：10/10



2 平成24年度所要額 17.7億円

⑧ アナログ停波後のチャンネル切替

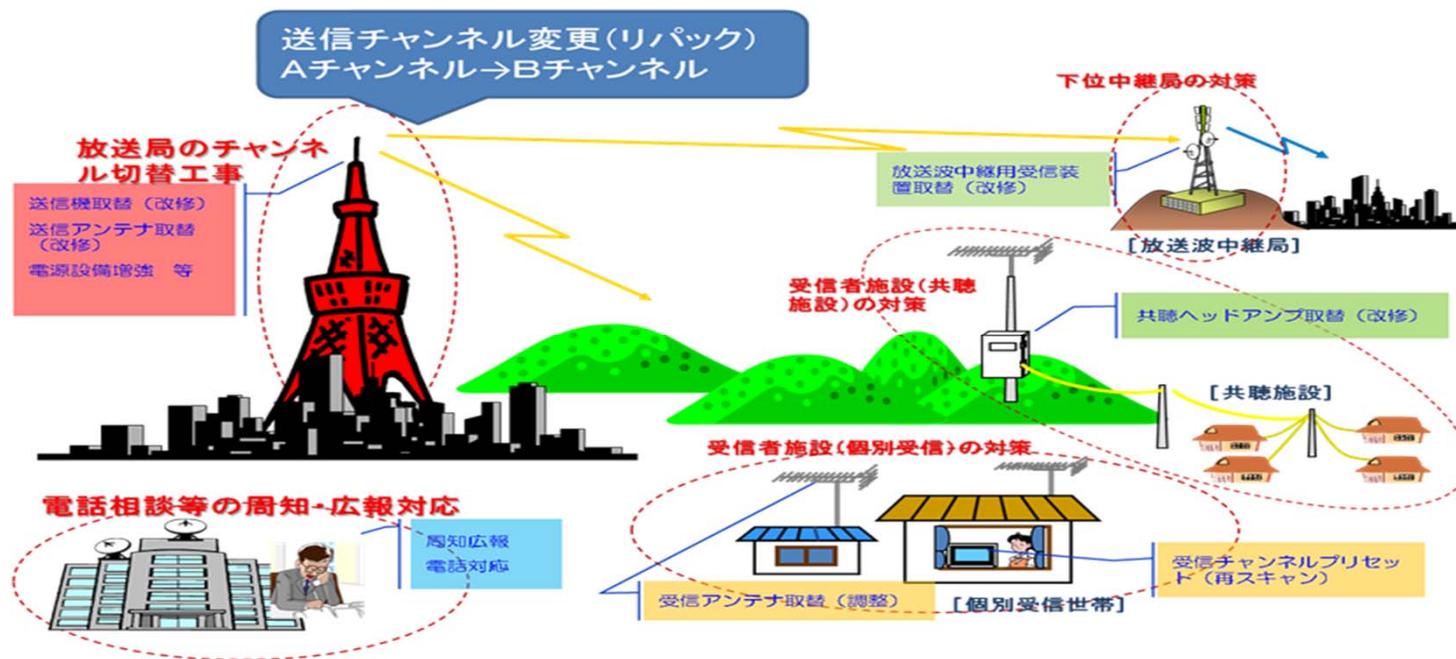
10

53ch以上のチャンネルを使用する地上デジタル放送の放送局であって、2011年7月以降にチャンネル切替を要するものについて、放送局のチャンネルの切替及びチャンネル切替に伴い必要となる受信者施設の改良等を行う者に対して国がその費用を補助する。

1 スキーム

- ① 事業主体 : 民間法人等
- ② 補助対象 :
 - ア 放送局施設の改修工事
 - イ 受信者施設の改修工事
 - ウ 上記に係る技術審査
- ③ 補助率 : 10/10

2 平成24年度所要額 20.3億円



⑨デジタル受信障害の解消

アナログ放送とデジタル放送を同時に送信する「サイマル放送」期間の「周波数逼迫」状況に起因するデジタル受信障害（地上デジタル放送を良好に視聴できない受信障害の現象）の対策事業を行う者に対し、国がその費用の一部を補助する。

1 スキーム

- ① 事業主体： 民間法人等
- ② 対象地域： デジタル受信障害が発生している地域
- ③ 補助対象：
 - ア 補完的な放送局施設又は有線共聴施設の整備：補助率 1 / 2
 - イ 放送局施設の改修工事（チャンネル切替工事 等）：補助率 2 / 3
 - ウ 受信者施設の改修工事（高性能アンテナ工事 等）：補助率 10 / 10
 - エ 電波異常伝搬現象を起因として大規模に発生する受信障害の総合対策：補助率 10 / 10
 - オ 外国波を起因として発生する受信障害の総合対策：補助率 10 / 10【拡充】

2 平成24年度所要額 57.4億円

